

富岡市市民憲章検討委員会

検討結果報告書

平成21年2月

富岡市市民憲章検討委員会 委員名簿

上野 臣吾 (委員長 学識経験者)

飯井 哲子 (副委員長 富岡女性懇談会理事)

岩井 伸幸 (社団法人富岡青年会議所理事長)

大塚 信雄 (妙義町地域審議会理事)

佐藤 直幸 (富岡市老人クラブ連合会理事)

杉山 郁子 (学識経験者)

高橋 章 (富岡市議会総務委員長)

奈良輪 勇 (一般公募)

野澤 健勝 (富岡市区長会理事)

各団体等の役職は、委嘱時のものです。

1 はじめに

新富岡市の市民憲章については、合併後、新たに制定すると合併協定書に記されています。

本委員会は、合併後3年目となり、新市としての一体感も高まってきた中、市民憲章を新たに制定するにあたり、素案を協議検討するため、平成20年8月28日に設置されました。

委員会は、全6回にわたる会議を重ね、パブリックコメントを経て、協議検討の結果として、富岡市市民憲章素案を取りまとめました。

2 検討協議の経過

日 時	会議の内容
平成20年8月28日	検討委員会設置・委嘱状交付 市民憲章の定義は、市の理念やまちづくりの方向性を明らかにした、市民の社会生活や心構えや自主的行動の規範となるものとした。 内容は、世代を超えて、共通認識と感じられ、次世代に継承できるものとする事とした。 構成は、前文と本文とする事とした。
平成20年9月18日	旧妙義町民憲章を参考に、旧富岡市民憲章をたたき台とすることとした。 本文の条項数は、5ヶ条にすることとした。 前文については、検討委員会での意見交換やパブリックコメントで出された意見を参考にして、取りまとめることとした。
平成20年10月22日	各委員の持ち寄った本文私案及キーワードの検討 本文は「互助」、「規範」、「労働」、「自然・環境」、「伝統・文化」の5ヶ条にすることとした。 文末は、市民が主体的にまちづくりに係わっていくことを宣言する「～します。」にすることとした。
平成20年11月12日	本文を検討した結果、「互助」と「規範」を1条にまとめ、「伝統・文化」を「伝統・教育」と「スポーツ・芸術」の2ヶ条にすることとした。
平成20年12月10日	本文素案のパブリックコメント実施前の最終確認 今までの本文の検討協議に基づき、前文を検討

日 時	会議の内容
平成 21 年 1 月 5 日 ～1 月 23 日	パブリックコメント制度により市民から意見募集 意見数：0 件 富岡市ホームページアクセス数：2 7 5 件（1/23 時点）
平成 21 年 1 月 28 日	本文素案の最終確認 前文素案の最終確認 報告書の作成
平成 21 年 2 月 18 日	検討結果報告書を市長に提出

3 富岡市市民憲章素案

【前文】

名勝妙義山のふところにいだかれ、鎭川の豊かな流れにはぐくまれたわたくしたちのふるさと富岡市は、美しい自然と長い歴史を誇るすばらしいまちです。このふるさとを希望にあふれたより住みよいまちにするために、わたくしたち市民は、心のよりどころとなる市民憲章を定めます。

【本文】

- 1 たがいに助けあい、きまりを守り、心の通いあうまちにします。
- 1 豊かな自然とふれあい、環境を大切にし、美しいまちにします。
- 1 健康で楽しく働き、希望を育て、活力あふれるまちにします。
- 1 スポーツに親しみ、芸術を愛し、若々しいまちにします。
- 1 伝統を尊^{とうと}び、教育を充実し、文化の香り高いまちにします。

4 むすび

本素案は、旧富岡市市民憲章と旧妙義町町民憲章を参考として作成しました。これは、富岡市民が世代を超えて共通認識し、次の時代に継承できるものと確信しています。従って、新市民憲章を制定するにあたり、本素案を十分に尊重していただきたい。

また、新市民憲章制定後は、これの普及に万全を期していただくとともに、富岡製糸場の世界遺産登録や市民の国際化を見据えて英訳等を行い、広く世界に発信することを期待します。